沿岸広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和８年11月20日

沿岸広域振興局長　村　上　　聡

１　道路の種類　県道

２　路線名　大川松草線

３　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長
下閉伊郡岩泉町大川字寺庭114番３地先から84番１地先まで	新	m 52.2～5.0	m 84.0
	旧	37.0～5.0	84.0

４　変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

（２）　期間　令和８年11月20日から同年12月21日まで